

○南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例

(令和4年3月18日条例第13号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により町民の健康増進とスポーツの推進を図るため、南伊豆町加納テニスコート（以下「テニスコート」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(テニスコートの名称及び位置)

第2条 南伊豆町が設置するテニスコートの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南伊豆町加納テニスコート
- (2) 位置 南伊豆町加納字阿原321番1

(管理)

第3条 テニスコートの管理については、南伊豆町教育委員会（以下「教育委員会」という。）があたる。

(使用時間)

第4条 テニスコートの使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは使用時間を変更することができる。

※休日等の対応は、社会体育施設（加納テニスコート・武道館・体育館等）の利用等に関する運用について（令和4年7月 南伊豆町教育委員会）2（4）を参照

(使用方法)

第5条 テニスコートを使用しようとする者は、教育委員会に使用申請書を提出しなければならない。

2 教育委員会は、テニスコートを使用しようとする者に、管理上必要な使用条件を付することができる。

※南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則を参照

(使用制限)

第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、テニスコートの使用を認めないことができる。

- (1) 使用しようとする者が設置の目的に反する使用をし、又はおそれがあるとき。

(2) 使用しようとする者が施設又は附属設備等を破損し、若しくは亡失したとき、又はそのおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があると認めたとき。

※社会体育施設（加納テニスコート・武道館・体育館等）の利用等に関する運用について（令和4年7月 南伊豆町教育委員会）2（2）参照

（使用料）

第7条 テニスコートの使用料は、南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例（昭和56年条例第10号）を適用する。

（使用者の管理義務）

第8条 使用者は、使用期間中その使用に係るテニスコートの施設又は附属設備等を適切に管理しなければならない。

（事故及び責任）

第9条 使用者が、テニスコートの施設又は附属設備等を重大な過失により、破損又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償することが適当でないと認めたときは、この限りではない。

2 使用時の事故（傷害事故等）は、管理上の瑕疵がない限り全て使用者の責任とする。

（その他）

第10条 この条例に定めるもののほか、テニスコートの管理に関して必要な事項については、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。